



—藤阪小学校 P T A 規約—



枚方市立藤阪小学校 P T A

2024年3月9日 改定施行

枚方市立藤阪小学校 P T A 規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称及び所在地)

この会は、枚方市立藤阪小学校 P T A と呼び、事務所を藤阪小学校（以下「本校」という）内に置きます。

第 2 条 (目的)

この会は、教育基本法 の精神にもとづいて、この会の会員である保護者と教職員とが一体となって児童の福祉の増進をはかり、あわせて会員相互の親睦と研修をはかることを目的とします。

第 3 条 (方針)

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動します。

- (1) この会は、児童の教育と福祉の増進のため活動しますので、この方針に基づく他の団体及び機関と協力します。
- (2) この会は、営利、宗教的または、政治的な活動は行いません。
- (3) この会は、自由で主体性をもった活動をしますので、他の団体または機関の看守を受けません。

第 4 条 (P T A 協議会への加盟)

この会は、枚方市、大阪府、日本 P T A 協議会に加盟します。

第 2 章 会員

第 5 条 (資格)

この会の会員は、次の通りです。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者（以下「保護者」という）
- (2) 本校に勤務する教職員

第 6 条 (権利と義務)

この会の会員は、全て平等の権利を有し義務を負います。

第 7 条 (会員の個人情報の取り扱いについて)

本会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め適正に運用するものとする。

第3章 役員及び役員会

第8条 (役員の数)

1. この会の役員は、次の通りです。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 顧問 2名
2. 書記及び会計には各1名の補佐（書記補佐及び会計補佐）を置くものとし、これらは教職員から選出します。
3. 各役員は、他の役員を兼ねることはできません。
4. 顧問は、前年度役員の中からの計2名とします。
5. 自然災害などによる不測の事態においては、役員が他の委員を兼ねる場合があります。

第9条 (役員の任期)

1. 役員の任期は、1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。
2. 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで職務を行います。
3. 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格します。ただし、この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。
4. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会が会員より指名し、選出して補充します。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また、後任者の任期は前任者の残任期間とします。

第10条 (役員を選出)

役員は、前条4項の場合を除き、総会において選出します。

第11条 (役員の仕事)

1. 会長は、この会の代表者であり、会務を統括し、総会、委員総会、運営委員会及び役員会の召集、並びに各委員の委嘱を行います。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行します。
3. 書記は、この会の総会、運営委員会その他、主要会議の議事内容及び活動に関する記録、通信、資料の保管等を行います。
4. 会計は、この会の会計事務を行い総会において予算、決算の報告をします。
5. 顧問は、この会の相談・サポート役を行います。

第11条の1 (役員会の構成)

役員会は、原則として第7条の役員によって構成されますが、校長及び教頭は、役員の依頼により、または自ら必要に応じてこれに出席できるものとし、

第11条の2（役員会の任務）

役員会は、この会の全体的な事業や行事を企画立案して、運営委員会に提案するとともに、各委員会が企画した行事等の調整を行います。

第4章 会計監査委員

第12条（会計監査委員の定数と任務）

1. この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置きます。
2. 会計監査委員は、年2回、この会の会計監査を行うものとします。
3. 会計監査委員は、役員及び他の委員を兼ねることはできません。

第13条（会計監査委員の選出）

1. 会計監査委員は、前年の役員より選出するものとします。
2. 前年の役員の中に卒業・転出等の理由により該当者のいない場合には、役員に準じて選出します。
3. 会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会が会員より指名し選出して補充するものとします。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また後任者の任期は、前任者の残任期間とします。

第5章 総会

第14条（総会の性格と構成）

総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成します。

第15条（総会の開催と通知）

1. 定期総会として、予算総会及び決算総会を少なくともそれぞれ年1回開催するものとします。
2. 会長は、次の場合には、臨時総会を開かねばなりません。
 - (1) 運営委員会が必要と認めた場合
 - (2) 全会員の10分の1以上の要求があった場合
3. 総会は、その目的、内容、日時、場所を記載した文書によって、開催日の5日前までに全会員に通知するものとします。

第16条（総会の成立、決議及び議長）

1. 総会は、全会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）で成立します。
2. 総会の議決は出席全員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。
3. 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出します。

第17条（総会の決議事項）

総会で決議する事項は、つぎのとおりです。

- (1) 役員及び会計監査委員の選出

- (2) 事業計画ならびに予算の審議決定
- (3) 事業報告と決算報告の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

第6章 運営委員会

第18条 (運営委員会の性格と構成)

運営委員会は、総会の決議にもとづいて、この会の業務を運営する機関であり、役員、学年委員の正、副学年委員長、各専門委員の正、副委員長、サポート委員の正、副委員長ならびに校長、教頭によって構成します。

第19条 (運営委員会の開催)

運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または運営委員会の4分の1以上の要請を受けたときに、会長が召集します。

第20条 (運営委員会の成立)

運営委員会は、構成員の3分の1以上の出席によって成立します。

第21条 (運営委員会の任務)

運営委員会の任務は、次のとおりとします。

- (1) 役員会、学年委員会、各専門委員会、サポート委員会及び臨時委員会で企画立案された事業や行事に関する審議
- (2) 総会に提出する案件の審議
- (3) 専門委員会の再編成及び臨時委員会の設置
- (4) 会長の諮問に応じるとともに、規約ならびに総会の決議に従ってこの会の案件を処理すること。

第7章 学年委員、専門委員、サポート委員、臨時委員

第22条 (学年委員)

1. 学年委員は、各学級の保護者の代表（以下「学年委員」と呼ぶ）及び担任の教職員で構成します。
2. 学年委員は、教職員と保護者の連絡及び親睦を深め、学級、学年の運営が円滑にゆくように努めます。
3. 学年委員はPTA会員とともに学校内外の美化等に関し積極的に活動し、ピカピカデーなどの作業も行うものとします。
4. 学年委員は、次年度の役員候補者の推薦に務めるとともに、指名委員会の役員候補者の選出に協力します。
5. 学年委員は、藤小校区まつり業務に携わります。
6. 学年委員は、ベルマーク集計・発送などの作業を行います。
7. 学年委員は、運動会の手伝い、協力をします。
8. 自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合が

あります。

第23条（専門委員）

1. 専門委員は、次項の各委員に所属する保護者（以下「専門委員」と呼ぶ）及び教職員によって構成します。
2. 専門委員の種類と任務は、次のとおりとします。
 - (1) 生活指導委員
本校及び他の団体と協力して児童の安全や非行防止に努めるとともに、各地区との連絡にあたり地区内の会員の実状や意見をこの会に反映させます。
 - (2) 広報委員（2020年度より廃止）
ただし、この会の活動状況を会員に知らせること、PTA活動の理解と協力を得られるために、PTAからのお知らせを発行することがあります。
 - (3) 福祉体育給食委員
他の団体と協力して地区内の行事に参加し、福祉活動を通じて児童及び会員と地域との親睦を深めます。また児童及び会員に運動を通じて親睦を深める機会を与えるとともに、会員の学校給食への関心を高めるよう努めます。
3. 福祉体育給食委員は、ベルマーク、カートリッジの集計・発送などの作業も行います。
4. 専門委員は、藤小校区まつり業務に携わります。
5. 専門委員は、運動会の手伝い、協力をします。
6. 自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合があります。

第24条（サポート委員）

1. サポート委員は、6年生の保護者のうち、各委員選出後においても委員未経験となった保護者（以下「サポート委員」と呼ぶ）及び教職員で構成します。
2. サポート委員は、カートリッジ発送、ピカピカデー、ベルマーク集計・発送、運動会の手伝い、協力などの作業も行います。
3. サポート委員は、藤小校区まつり業務に携わります。
4. 自然災害などによる不測の事態においては、本部活動の補助などを行います。

第25条（臨時委員）

臨時委員は、特定の目的を遂行するため運営委員会の承認を得て設置され、その任務の終了により解散します。

第26条（事業の遂行）

各委員会の計画を実行に移すときは、会長の承認を得るものとします。

第27条（委員の選出及び任期）

委員の選出、任期は、細則で定めます。

第8章 会計

第28条 (会計及び会計年度)

1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてます。
2. 会費は、会員1家庭月額200円とします。
3. この会の経費は、総会で認められた予算によって賄われ、会計監査を経て総会に報告し、承認を受けるものとします。
4. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第9章 P T A内諸団体 (P T Aサークル)

第29条 (規定)

本規約第1章総則第2条の規定に基づき、P T A会員の相互の親睦と研修を目的として、現会員、会員O B及びサークルの趣旨に賛同できる方によって結成された団体で、総会の承認を受けたものをいいます。(以下「サークル」と言う)

第30条 (義務)

サークルは以下の義務を負うものとします。

1. サークルはその活動趣旨を明確にし、構成委員、活動内容について書面をもって、P T A全会員に報告しなければいけません。
2. サークルは新規会員の募集を随時行います。
3. サークル存続は1年度制とし、同条1の報告書をもって存続の承認を総会にて受けるものとします。

第31条 (独立性)

サークルは、P T A本体から通常の活動範囲において制限を受けませんがP T A本部の要請には原則として従わなければいけません。また、サークルの活動費用については、P T A本体の会計とは全く独立しています。但し、そのサークルの性格がボランティアを基本とし、P T A会員、児童の活動等に協力するような団体については、その限りではありません。

第32条 (違背)

万一、第28条の目的に違背するような場合には、P T A本部は該当サークルを即時解散することができます。

第10章 規約の改正

第33条（規約の改正）

この規約の改正は、第22条（専門委員会）、の規定を除き、総会の決議を必要とします。この場合、改正案は総会の5日前までに全会員に知らせるものとします。

第34条（細則）

この規約の施行に必要な事項については、細則で定めます。

付 則

1. この規約は、1981年5月15日に制定され、即日施行します。
2. この規約は、1987年1月31日に改正され、同年4月1日より施行します。
3. この規約は、1990年3月24日に改正され、同年4月1日より施行します。
4. この規約は、1992年3月21日に改正され、同年4月1日より施行します。
5. この規約は、1995年10月21日に改正され、即日施行します。
6. この規約は、1996年12月7日に改正され、1997年4月1日より施行します。
7. この規約は、2001年12月21日に改正され、即日施行します。
8. この規約は、2004年3月13日に改正され、同年4月1日より施行します。
9. この規約は、2005年3月12日に改正され、同年4月1日より施行します。
10. この規約は、2006年12月16日に改正され、2007年4月1日より施行します。
11. この規約は、2008年3月8日に改正され、同年4月1日より施行します。
12. この規約は、2016年3月5日に改正され、同年4月1日より施行します。
13. この規約は、2017年3月4日に改正され、同年4月1日より施行します。
14. この規約は、2018年3月3日に改正され、同年4月1日より施行します。
15. この規約は、2018年5月19日に改正され、即日施行します。
16. この規約は、2019年3月2日に改正され、即日施行します。
17. この規約は、2021年1月7日に改正され、即日施行します。
18. この規約は、2022年5月21日に改正され、即日施行します。

枚方市立藤阪小学校 P T A 細則

本規定は、役員及び各委員の選出方法等を定めるものである。

第 1 条（役員等のカウント制）

保護者は1児童が在校中に1回以上、役員・学年委員・専門委員のいずれかを務めることとします。（1児童1カウント制）

尚、役員（会長・副会長・書記・会計）を務めた保護者については、以降の役員・委員選出の際に免除されます。（永久カウント制）

但し、立候補は P T A 規約第 3 章第 8 条の 1 に該当する以外では、制限をかけません。

第 2 条（役員及び会計監査委員（規約第 1 2 条 2 項の場合）の候補者）

役員及び会計監査委員の候補者は次のとおりとします。

- (1) 自ら立候補した者
- (2) 指名委員会から指名された者
- (3) その他会員から推薦された者

但し、(2) 及び (3) の場合は、本人の承諾を必要とします。

第 3 条（役員及び会計監査委員の候補者の選出）

1. 指名委員は、役員及び会計監査委員の自立候補者にたいする 1 週間の届け出期間を公示した後、その受付を締め切ります。

2. 指名委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を決算総会の少なくとも 5 日前までに会員に告示するものとします。

3. 細則第 2 条に該当する役員及び会計監査委員の候補者を決算総会の 1 ヶ月前までに会員に告示できないと指名委員会が判断した場合は、以下に定める方法により選出するものとします。

(1) 藤阪小学校内において、委員未経験者を優先とし「くじ引き」方式で候補者を選出します。（合意によりその他の方法も可）

(2) 選出された候補者は指定された場所に集合し、その中より該当役員の選出を行います。（選出方法は該当者間での合議により決定）

*但し、特別の事由があり役員活動の出来ない場合は事前に書面にて申し出をし、指名委員会の承諾を必要とします。

第 4 条（指名委員及び指名委員会）

1. 委員会は、次の者により構成されます。

(1) 役員および役員経験者（但し P T A 会員に限る）

(2) 校長、教頭

2. 必要と認められるときは、指名委員の増減を行うことができるものとします。

第 5 条 (専門委員及びその選出)

1. 専門委員は、新学期に各学年の互選により選出します。選出された委員の中から各専門委員の配置をします。その任期は、すべて1年とします。
2. 各専門委員は、専門委員会ごとの互選により正副委員長各1名を選出します。
3. 自然災害などによる不測の事態においては、その発生時期によっては、委員選出を行わない場合があります。

第 6 条 (学年委員及びその選出)

1. 学年委員は、新学年ごとの互選により選出するものとします。その任期は、すべて1年とします。
2. 各学年の学級委員は、学年ごとに学年委員会を構成し、互選により正副学年委員長各1名を選出します。
3. 自然災害などによる不測の事態においては、その発生時期によっては、委員選出を行わない場合があります。

第 7 条 (サポート委員及びその選出)

1. サポート委員は、新学期に各委員選出後においても委員未経験となった6年生の保護者とします。
2. サポート委員は、サポート委員会を構成し、互選により正副委員長各1名を選出します。

第 8 条 (委員の臨時増員)

1. 以下の場合に該当する年のみ枚方市PTA協議会役員の業務のみを担当する委員を1名増員する事ができる。
 - (1) 枚方市PTA協議会の定める輪番表により、小学部会長、小学副部会長、枚方市PTA協議会役員、ブロック長に当たっている年。
その場合、枚方市PTA協議会役員を担当する者は本部には属さない。
 - (2) 枚方市PTA協議会の定める生活指導委員会役職者選任輪番表により、副委員長、部会長、副部会長、第2ブロック長に当たっている年。
その場合、生活指導委員が1名増え、福祉体育給食委員が1名減ります。
 - (3) 枚方市PTA協議会の定める給食委員会役職者選任輪番表により、委員長、副委員長、業者選定委員、物資選定委員、第2ブロック長に当たっている年。
その場合福祉体育給食委員が1名増え、生活指導委員が1名減ります。

第 9 条 (役員、専門委員、学年委員、サポート委員の欠員)

1. 役員、専門委員、学年委員、サポート委員を辞する場合は、病気、転校などのやむを得ない事情以外は原則認めないものとします。
2. 役員、専門委員、または学年委員に欠員が生じた場合、その補充については運営委員会の決定に従うものとします。

第 10 条 (細則の改廃)

この細則の改廃は、総会の決議を必要とします。この場合改廃案は総会の 5 日前までに全会員に知らせるものとします。

付 則

1. この細則は、1990年3月3日に改正され、同年4月1日より適用します。
2. この細則は、1994年10月15日に改正され、同年10月15日より適用します。
3. この細則は、1997年11月29日に改正され、同年11月29日より適用します。
4. この細則は、2001年12月21日に改正され、同年12月21日より適用します。
5. この細則は、2002年5月18日に改正され、同年5月18日より適用します。
6. この細則は、2004年3月13日に改正され、同年4月1日より適用します。
7. この細則は、2005年3月12日に改正され、同年4月1日より適用します。
8. この細則は、2005年5月15日に改正され、同年5月15日より適用します。
9. この細則は、2006年12月16日に改正され、2007年4月1日より適用します。
10. この細則は、2008年3月8日に改正され、同年4月1日より適用します。
11. この細則は、2009年3月7日に改正され、同年4月1日より適用します。
12. この細則は、2016年3月5日に改正され、同年4月1日より施行します。
13. この細則は、2017年3月4日に改正され、同年4月1日より施行します。
14. この細則は、2018年2月6日に改正され、同年2月6日より適用します。
15. この細則は、2019年3月2日に改正され、即日施行します。
16. この細則は、2021年1月7日に改正され、即日施行します。

枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定

1. 弔辞

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (ア) 本校PTA会員、児童死亡 | 10,000円並びに櫛（又は、供花）1対 |
| (イ) 本校教職員の配偶者・こども死亡 | 5,000円並びに櫛（又は、供花）1対 |
| (ウ) 本校教職員の両親（同居） | 3,000円並びに櫛（又は、供花）1対 |

2. 傷病見舞

児童並びに本校教職員が傷病のため、引き続いて1ヶ月以上入院又は、加療の見込みの時は、3,000円以内の見舞い品を贈ります。

3. その他

この規定に定めるもののほか必要事項は、役員会で協議する。

附1. 本規定は、総会または委員総会に置いて、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃できない。

2. 本規定は、昭和56年7月15日から施行する。

3. 本規定は、2024年3月9日に改正され、即日施行します。

枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、藤阪小学校 PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する条例を遵守し運用管理を行う、活動においても個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA の管理業務
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については PTA 会長に書面で提出された事項とする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての事項について、同意を取り消すことができる。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公共衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき